

# 国内経済要録

## ◇裁定外国為替相場の変更

ドイツ連邦共和国およびオランダ王国各通貨のIMF登録平価がアメリカ合衆国通貨1ドルにつきそれぞれ4ドイツ・マルク（従来 4.2ドイツ・マルク）および 3.62オランダ・ギルダー（従来 3.8オランダ・ギルダー）に切り上げられたのに伴い、本行本店において公示する両通貨の裁定外国為替相場を次のとおり変更した。

(改訂後)      (改訂前)      (実施日)

1 ドイツ・マルク につき本邦通貨	90円	85円72銭	3月6日
1 オランダ・ギルダー	99円45銭	94円74銭	3月8日

## ◇預貯金利率などの引下げ

### 1. 臨時金利調整法による金融機関の預貯金利率など

3月31日付大蔵省告示により標記預貯金利率などの変更が公告され、4月1日から実施（ただし通知預金で3月31日までに受け入れたものについては、5月1日から適用）された。概要次表のとおり。

種 類	新利率（同利回）	旧利率（同利回）
1. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度		
(1) 定期預金		
期間 3か月のもの	年 利 4分	年 利 4分3厘
" 6か月 "	" 5分	" 5分5厘
" 1年 "	" 5分5厘	" 6分
(2) 定期積金	年利回り3分9厘	年利回り4分
(3) 普通預金および普通貯金	日 歩 6厘	日 歩 7厘
(4) 通知預金	" 7厘	" 8厘
(5) 納税準備預金（納税貯蓄組合預金を含む）	" 8厘	" 9厘
(6) 別段預金およびその他の雑預金	" 7厘	" 8厘
2. 信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）の指定金銭信託（合同運用口）の予定配当率の最高限度	信託期間1年以下のものについてはその期間に応じて定期預金の利率を、信託期間3か月未満のものについては通知預金の利率をそれぞれ適用する（信託期間1年をこえるものについては最高限度の定めを告示から削除）。	信託 1年以上 年利 期 間 1年もの 6分 " 2年 " 7分 " 5年 " 9分 信託期間1年未満のものについては、その期間に応じて定期預金の利率を、信託期間3か月未満のものについては通知預金の利率をそれぞれ適用する。
3. 金融機関相互間の預金利率の最高限度		
(1) 金融機関相互間の預金利率（(2)の農林中央金庫の系統機関からの預り金の利率を除く）		
イ、普通預金	日 歩 7厘	日 歩 8厘
ロ、通知預金	" 9厘	" 1銭
ハ、定期預金（期間3か月以上）	" 1銭5厘	" 1銭6厘
ニ、別段預金およびその他の雑預金	" 7厘	" 8厘

(2) 農林中央金庫の系統機関（農林中央金庫を除く）と当該系統機関以外の金融機関との間の預金利率		
イ、普通預金	日 歩 6厘	日 歩 7厘
ロ、通知預金	" 8厘	" 9厘
ハ、定期預金（期間3か月以上）	" 1銭4厘	" 1銭5厘
ニ、別段預金およびその他の雑預金	" 6厘	" 7厘

### 2. 合同運用指定金銭信託の予定配当率および貸付信託の予定配当率

信託協会では、金融機関の預貯金利率などの最高限度の変更および公社債などの発行条件改訂に対応し、標記信託の収益配当率を次のとおり引き下げることを選定した。

種 類	新予定配当率および同予想配当率	旧予定配当率および同予想配当率
指定金銭信託（合同運用口）		
信託期間 1年をこえるもの	年利5分5厘	年利6分
" 2年以上のもの	" 6分3厘	" 6分8厘
" 5年以上のもの	" 7分7毛	" 7分5厘
貸付信託		
契約期間 2年もの	年利6分5厘	年利7分
" 5年もの	" 7分3厘7毛	" 7分8厘

- (注) 1. 指定金銭信託……36年4月1日以降受け入れるものから新予定配当率を適用。3月31日までに受け入れたものについては、36年9月26日に始まる計算期から新予定配当率による。
2. 貸付信託……36年4月以降募集を開始するものから新予想配当率を適用。

### 3. 郵便貯金利率

郵便貯金法の一部改正（3月31日成立）により、郵便

種 類	新 利 率	旧 利 率
通常郵便貯金	年利 3分6厘	年利 3分9厘6毛
積立郵便貯金	" 4分8毛	" 4分2厘
定額郵便貯金		
2 年 超	" 5分5厘	" 6分
1年6か月超2年以下	" 5分	" 5分5厘
1年超1年6か月以下	" 4分7厘	" 5分
1 年 以 下	" 4分2厘	" 4分5厘
定期郵便貯金 （預入期間 1年）	" 5分	—
	（新 設）	

(注) 36年3月31日までに預入された積立郵便貯金については預入の日から2年間、定額郵便貯金については同10年間旧利率を適用。

貯金利率が前表のとおり引き下げられ、4月1日から実施された。なお、定期郵便貯金制度が新設され、36年10月1日から実施されることとなった。

4. 農林中央金庫の預金利率

農林中央金庫では、次のとおり預金利率を引き下げ、4月1日から実施した。

種 類	系 統 内				系 統 外	
	対 信 迎		対 所 属 団 体		新 利 率	旧 利 率
	新 利 率	旧 利 率	新 利 率	旧 利 率		
普 通 預 金	日歩 1銭	日歩 1銭1厘	日歩6厘	日歩7厘	日歩6厘	日歩7厘
通 知 預 金	〃	〃	〃	〃	〃	〃
据 置 期 間	7日	1銭1厘	1銭2厘	〃 7厘	〃 8厘	〃 7厘
〃	30日	1銭2厘5毛	1銭3厘5毛	—	—	—
〃	60日	1銭3厘	1銭4厘	—	—	—
定 期 預 金	年 利	年 利	年 利	年 利	年 利	年 利
3 か 月	5分2厘	5分5厘	4分	4分3厘	4分	4分3厘
6 か 月	5分6厘5毛	6分1厘5毛	5分	5分5厘	5分	5分5厘
9 か 月	5分8厘	6分3厘	〃	〃	〃	〃
1 か 年	6分	6分5厘	5分5厘	6分1厘	5分5厘	6分
別 段 預 金	—	—	日歩6厘	日歩7厘	—	—
建 物 共 済 積 立 口	日歩 1銭1厘	日歩 1銭2厘	—	—	—	—
家 畜 資 金 口 (対 単 協)	(〃 9厘)	(〃 1銭)	—	—	—	—

5. 商工組合中央金庫の預金利率

商工組合中央金庫では、次のとおり預金利率の最高限度を引き下げ、4月1日から実施した。

種 類	普 通 利 率		所 属 又 は 所 属 資 格 を 有 す る 団 体 適 用 利 率	
	新 利 率	旧 利 率	新 利 率	旧 利 率
普 通 預 金	日歩 6厘	日歩 7厘	日歩 8厘	日歩 9厘
通 知 預 金	〃 7厘	〃 8厘	〃 9厘	〃 1銭
定 期 預 金	年 利	年 利	年 利	年 利
3 か 月	4分	4分3厘	4分2厘	4分5厘
6 か 月	5分	5分5厘	5分2厘	5分7厘
1 年	5分5厘	6分	5分7厘	6分2厘
積 立 定 期 預 金	日 歩	日 歩	日 歩	日 歩
据 置 期 間 3 か 月	1銭9毛	1銭1厘7毛	1銭9毛	1銭1厘7毛
6 か 月	1銭3厘6毛	1銭5厘	1銭3厘6毛	1銭5厘
1 年	1銭5厘	1銭6厘4毛	1銭5厘	1銭6厘4毛
別 段 預 金	7厘	8厘	残高一定のもの の日歩 9厘	残高一定のもの の日歩 1銭
納 税 準 備 預 金	日歩 8厘	日歩 9厘	日歩 1銭	日歩 1銭1厘

◇貸出金利の引下げ

1. 長期貸出金利

日本興業銀行、日本長期信用銀行および信託銀行で

は、次のとおり長期貸出金利の引下げを実施した。

種 類	新 利 率	旧 利 率
興 長 銀 電力など1流向け	年利 8分7厘 (日歩 2銭3厘 8毛4糸)	日歩 2銭5厘 (年利 9分1厘 2毛5糸)
貸付信託 電力向け	日歩 2銭3厘9毛	日歩 2銭5厘

(注) 1. 興長銀は4月1日貸付分から実施。なお利率の表示は今次改正以降原則として年利建を採用。  
2. 貸付信託分は4月21日貸付分より実施。

2. 預金担保貸出金利

全国銀行協会連合会では、標記貸出金利の最高限度を次のとおり一律に日歩1厘引き下げ、4月10日から実施した。

種 類	新 利 率	旧 利 率
預金担保手形貸付		
1件100万円超	日歩 1銭6厘以下	日歩 1銭7厘以下
1件100万円以下	〃 1銭7厘以下	〃 1銭8厘以下
預金担保手形割引 (歩積預金見合分) を含む	預金額に見合う部分については 約定金利より日歩3厘以上引下 げ	

3. 全国信用金庫連合会の貸出金利

標記連合会では、貸出実行金利の一部を次のとおり日歩1厘引き下げ、4月1日以降新規貸付分から実施した。

種 類	新 利 率	旧 利 率
国債担保貸出	日歩 2銭2厘	日歩 2銭3厘
地方債、金融債、優良社債 担保貸出	〃 2銭3厘	〃 2銭4厘
割引金融債担保貸出	〃 2銭3厘	〃 2銭4厘
信用保険付債権担保貸出	〃 2銭4厘	〃 2銭5厘
信用保証協会保証付債権担保 貸出	〃 2銭4厘	〃 2銭5厘
不動産担保貸出	〃 2銭4厘	〃 2銭5厘
信用貸出	〃 2銭5厘	〃 2銭6厘
営業用不動産の拡充資金援助 貸出	〃 2銭3厘	〃 2銭4厘

(注) 以上のほかは据置。

4. 全国信用協同組合連合会および信用協同組合の貸出金利

全国信用協同組合連合会では、預金担保貸出を除く貸出につき貸出実行金利を日歩1厘引き下げて日歩2銭6

厘とし、3月1日以降の新規貸出分から実施した。また全国信用組合中央協会でも、全信組連の上記措置に同調会員信用組合に対し3月1日以降貸出金利を自主的に日歩1厘引き下げよう要請した。

◇公社債などの発行条件改訂

起債関係者間で、公社債などの発行条件を下表のとおり改訂することに決定、4月起債分から(割引金融債のみは5月から)実施することとなった。

種類	発行条件						応募者	
	新条件			旧条件			改訂後	改訂前
	期間	表面利率	発行価格	期間	表面利率	発行価格		
政府保証 公社・公団債	7年	年利7.0%	99円75銭 (戻し20銭)	7年	年利7.0%	98円75銭 (戻し20銭)	年%7.096 年%7.313	年%7.313 年%7.313
利付金融債	5年	7.3%	100円	5年	7.5%	99円60銭	7.300	7.610
地方債	7年	7.3%	99円75銭	7年	7.5%	99円	7.354	7.720
事業債 (電力など 超一流)	7年	7.3%	99円50銭	7年	7.5%	98円50銭	7.408	7.831
割引金融債	1年	割引日歩1銭6厘	100円 (払込94円14銭)	1年	割引日歩1銭7厘	100円 (払込93円77銭)	6.224	6.643

◇昭和36年度予算成立

昭和36年度予算は、4月1日政府原案どおり成立した。一般会計歳入歳出予算、財政投融资計画のおもな内容は次表のとおり。

36年度一般会計歳入歳出予算

(単位・億円)

区	分	36年度 予算額	35年度 予算額 (当初)	比較増 減(△)
歳入	租税および印紙収入	16,649	13,367	3,282
	専売納付金	1,497	1,364	133
	官業益金および官業収入	197	172	25
	政府資産整理収入	154	193	△ 39
	雑収入	519	433	86
	前年度剰余金受入れ	512	168	344
	計	19,528	15,697	3,831
歳出	社会保障関係費	2,467	1,830	637
	文教関係費	2,287	1,843	444
	科学技術振興費	277	242	35
	国債費	408	274	134
	恩給関係費	1,321	1,300	21
	地方交付税交付金	3,529	2,835	694
	臨時地方特別交付金	37	30	7
	防衛関係費	1,778	1,546	232
	賠償等特殊債務処理費	276	240	36

出	公共事業関係費	3,455	2,769	686
	うち(道路整備)	(1,399)	(890)	(509)
	住宅および環境衛生対策費	185	157	28
	農業保険費	129	115	14
	貿易振興および経済協力費	58	48	10
	海外経済協力基金	50	0	50
	中小企業対策費	46	26	20
	食糧管理特別会計へ繰入れ	390	112	278
	産業投資特別会計へ繰入れ	0	0	0
	予備費	100	80	20
	雑件	2,736	2,249	487
	計	19,528	15,697	3,831

36年度財政投融资資金計画

1. 原資見込み

(単位・億円)

区分	36年度	35年度 (当初)	比較増 減(△)
産業投資特別会計	398	260	138
資金運用部資金 (うち郵便貯金)	4,297 (1,450)	3,416 (1,300)	881 (150)
簡保年金資金	1,360	1,150	210
小計	6,055	4,826	1,229
公募債・借入金	1,237	1,115	122
合計	7,292	5,941	1,351

(注) 公募債・借入金には国鉄・電々債の借替分(35年度115億円、36年度104億円)を含む。

2. 資金計画

(単位・億円)

区分	財政資金	公募債・ 借入金	合計	
民間への 資金供給	開発銀行	470(430)	—(—)	470(430)
	輸出入銀行	570(360)	—(—)	570(360)
	電源開発会社	410(435)	—(—)	410(435)
	農林漁業 金融公庫	405(328)	—(—)	405(328)
	国民金融公庫	375(290)	—(—)	375(290)
	中小企業 金融公庫	425(315)	—(—)	425(315)
	住宅金融公庫	400(360)	—(—)	400(360)
	住宅公団	235(154)	200(200)	435(354)
	道路公団	100(66)	120(105)	220(171)
	その他	407(321)	182(155)	589(476)
計	3,797(3,059)	502(460)	4,299(3,519)	
政府事業建設投資	国有鉄道	435(370)	330(300)	765(670)
	電々公社 その他	15(25) 120(97)	35(55) —(—)	50(80) 120(97)
計	570(492)	365(355)	935(847)	
地方債など	1,688(1,275)	370(300)	2,058(1,575)	
合計	6,055(4,826)	1,237(1,115)	7,292(5,941)	

(注) カッコ内は35年度当初計画

◇昭和36年度上期外貨予算決定

政府は3月31日の閣僚審議会で、昭和36年度上期外貨予算を総額3,991百万ドル（前期3,530百万ドル、前年同期3,268百万ドル、いずれも最終予算、以下同じ）と決定した。その概要次のとおり。

(1) 輸入貨物予算

本予算2,972百万ドル（前期比342百万ドル増）、予備費200百万ドル（前期比30百万ドル増）、計3,172百万ドルと、予算規模としては過去の最高。前提としては、36年度の鉱工業生産前年度比約15%増、上期中の国際収支30百万ドルの黒字（経常収支90百万ドルの赤字、資本収支120百万ドルの黒字）。

(イ) 物資別では、機械および原材料の輸入わくがそれぞれ設備投資の増大および鉱工業生産の上昇に見合っかなり増大。また前期減少をみた輸入米なども、今回は東南アジアとの経済協力などの配慮から前期より増加。

(ロ) 4月から原綿、原毛、カリ塩など719品目の輸入自由化が実施され、自由化率は62%（前期44%）に上昇。さらに6～7月から実施予定の大豆など18自由化品目を加えると、自由化率は65%に達する。

(2) 貿易外支払予算

予算規模は819百万ドルと前期比89百万ドルの増加。項目別では、経常取引が貿易付帯経費の増大、借款利払、特許権使用料の支払増などにより前期比8%増。また資本取引では、アラビア石油をはじめ海外投資の盛況により前期比21%の増加。

昭和36年度上期外貨予算

(単位・百万ドル)

区 分	36年度上期	前期最終予算	比増減額
輸入貨物予算			
本 予 算	2,972	+	342
{うち FA	1,372	-	158
AA	1,600	+	500
予 備 費	200	+	30
計	3,172	+	372
貿易外支払予算			
本 予 算	769	+	72
{うち計画分	379	+	42
自由分	390	+	30
予 備 費	50	+	17
計	819	+	89

◇昭和36年度総合資金需給見込みなど発表

政府（経済企画庁）は3月15日、さきに関議決定をみた「昭和36年度の経済見通し」に基づき、昭和36年度の「総合資金需給見込み」および「産業資金供給見込み」

を作成、予算審議の資料として国会に提出した。大要は次表のとおり。

36年度総合資金需給見込み

(単位・億円)

区 分	35年度実績見込み	36年度見込み		
I 財政資金対民間収支 (うち外為)	300 (2,200)	1,600 ( 720)		
II 金融 吸収 機関 収支	預 金	26,220	32,050	
	資 金	{一 般 預 金	25,620	31,350
		{公 金 預 金	600	700
	長 期 預 金	18,870	22,750	
		短 期 預 金	7,350	9,300
	金 融 債	1,023	980	
	財 政 投 融 資	1,682	1,932	
	そ の 他 収 支 戻	1,314	648	
	計	30,239	35,610	
	III 現 金 通 貨 (残 高)	貸 出	24,850	26,218
資 金		{民間金融機関貸出	22,885	24,020
		{政府金融機関貸出	1,965	2,198
有 価 証 券		7,189	9,392	
地 方 債		154	184	
		政 保 債	540	660
事 業 債		3,560	4,188	
株 式	2,935	4,360		
計	32,039	35,610		
収 支 戻	1,800	0		
III 現 金 通 貨 (残 高)	2,100 (11,365)	1,600 (12,965)		

36年度産業資金供給見込み

(単位・億円)

区 分	35年度実績見込み			36年度見込み		
	計	設備	運 転	計	設備	運 転
I 内 部 資 金	15,700	12,230	3,470	18,140	13,800	4,340
社 内 留 保 減 価 償 却	7,540	4,070	3,470	8,310	3,970	4,340
	8,160	8,160	0	9,830	9,830	0
II 外 部 資 金	33,150	14,980	18,170	35,950	16,370	19,580
1. 財 政 資 金 (政府金融機関 そ の 他)	2,150	1,680	470	2,320	1,780	540
	1,630	1,160	470	1,810	1,270	540
	520	520	0	510	510	0
2. 民 間 資 金	31,000	13,300	17,700	33,630	14,590	19,040
{株 式 社 債 貸 出	5,310	3,540	1,770	6,250	4,170	2,080
	3,440	3,330	110	4,050	3,930	120
	22,250	6,430	15,820	23,330	6,490	16,840
(I+II) 合 計	48,850	27,210	21,640	54,090	30,170	23,920
III 外 資 な ど	1,730	390	1,340	980	400	580
(I+II+III) 総 計	50,580	27,600	22,980	55,070	30,570	24,500

### ◇海外経済協力基金の発足

海外経済協力基金法（35年12月27日成立）に基づき、3月16日から発足した標記基金の概要次のとおり。

- (1) 目的……東南アジアなどの産業開発に必要な資金で、日本輸出入銀行および一般金融機関から供給を受けることが困難なものについて、その円滑な供給を図るために必要な業務を行ない、海外経済協力を促進する。
- (2) 資本金……54.4 億円（全額政府出資——日本輸出入銀行から承継した東南アジア開発協力基金50億円と運用部への預託益 4.4億円を充当）。なお36年度一般会計から50億円を追加出資。
- (3) 役員……総裁 1 名、理事 2 名、監事 1 名を置く。
- (4) 業務……①東南アジアなどの産業開発事業に対する資金の貸付または出資、②開発事業の準備のための調査または試験的実施に必要な資金の貸付。なお基金は貸出査定のみを行ない、貸付および回収事務などは日本輸出入銀行へ委託。
- (5) 貸付条件……貸付利率は年 3.5 % 以上。償還期限は20年以内。償還方法は分割または定期償還で、5年以内の据置期間を設けることができる。

### ◇国税関係法律の改正

36年度予算に関連して、各税法の一部改正が行なわれたが、その概要次のとおり。なお本改正による年度間の減税見込額は 648 億円。

- (1) 所得税の減税
 

配偶者控除の創設、扶養控除の引上げ、専従者控除の拡充、給与所得控除の引上げおよび退職所得の特別控除限度額の撤廃を行なったほか、70万円以下の課税所得に対する税率を緩和。
- (2) 企業課税の改正
 

耐用年数の改正、中小同族会社の留保所得課税の軽減を図ったほか、企業資本充実のため配当課税を改正（①支払配当に対する税率を38%から28%に——36年4月1日以降開始の事業年度から適用、②株主の受取配当についての配当控除割合を20%から15%に、③法人株主の受取配当についての益金不算入割合を100%から75%に——37年1月1日以降の受取配当分から適用）。
- (3) 租税特別措置の整理合理化
 

①特別措置縮小の方針に基づき、各種準備金の積立

速度を緩和、②3年間5割増特別償却制度を廃止、③輸出所得特別控除制度を簡素化、④交際費課税を若干強化するなど。⑤なお利子所得に対する源泉分離10%課税の特例および配当所得に対する源泉徴収軽減税率（10%）の適用は、貯蓄奨励の見地からそれぞれ1年間延長。

#### (4) その他

①新道路整備計画の財源充実を図るため、揮発油税率を引き上げ、②通行税および物品税の一部を軽減。

### ◇資金運用部資金法などの改正

「資金運用部資金法」、「郵便貯金特別会計法」、「簡易生命保険および郵便年金の積立金の運用に関する法律」の各一部を改正する法律が成立したが、その概要次のとおり。

- (1) 資金運用部資金運用審議会を改組し、名称を資金運用審議会に改めるとともに、審議会の委員は内閣総理大臣が任命する7名以内の学識経験者のみとし（従来は大臣、次官などの政府委員が過半数を占めていた）、運営の民主化を図る。
- (2) 資金運用部資金の運用計画書および運用報告書には年金資金などその他の資金とに区分した使途別分類表を添付することとした。
- (3) 郵便貯金、国民年金、厚生保険などの資金運用部預託金で約定期間7年以上の長期のものに対し、当分の間特別利率による利子を加算して預託金利回りを引き上げる。これに伴い現行郵便貯金の預託金（期限5年以上7年未満のもの）に対する特別利率の加算措置（35年度年0.2%）は廃止。
- (4) 郵便貯金特別会計は前記運用部預託金利回りの向上と、貯金利率の引下げとにより独立採算制を図る。また郵便貯金特別会計が赤字補填のため資金運用部から従来繰り入れた資金の返済義務を打ち切るとともに、今後一般会計および資金運用部からの赤字繰入れ措置を廃止。
- (5) 簡保年金積立金の運用利回りの向上を図るため、運用範囲を資金運用部と同じ範囲まで拡大。この結果、①公団など特別法により設立された法人で私的資本のはいらぬものが発行する債券またはこれらに対する貸付（現在は住宅公団のみ）、②金融債（現在は農林債券、商工債券のみ）、③電源開発(株)が発行する債券およびこれに対する貸付が加わることとなった。